

**「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る
連携交流会企画・運営業務の委託に係る仕様書（提案用）**

1 委託業務名

「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る連携交流会企画・運営業務

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は公募型プロポーザルの提案用仕様書であり、業務委託契約を締結する際には、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議の上で契約用仕様書に改めるものとします。

3 委託業務の目的

西陣を中心とした地域は、西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並み、商店街、観光スポットなど、多彩な魅力・資源を有しています。さらに、千年以上にわたり、京都の、また日本の中心として、伝統をベースに新たな知恵、技術を取り入れ、変革を繰り返して発展を続ける精神で、何度も危機を乗り越えてきた地域であります。

本市では、当該地域が有する多彩な魅力・資源、地域力や人間力を最大限に活かし、未来志向のまちづくりを進めることにより、当該地域の活性化を図り、ひいては京都全体の活性化につなげていくことを目的として、今後約10年間に取り組むべき方策を取りまとめた「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」(以下「活性化ビジョン」という。)を平成31年1月に策定しました。

この活性化ビジョンは、「つながりによる創造」と「変革によるまちの継承」をコンセプトに、活性化に向けた将来像を示し、それを実現するための方策を掲げ、市民や地域、事業者、行政など地域に関わる幅広い主体の役割分担の下、ひとごとではなく、「自分ごと」「みんなごと」として進めることとしています。

本業務は、既存の地域ネットワークや活動主体を、地域や分野の枠を超えて、さらに大きくつなぎ合わせ、活性化に向けた新たな展開を生み出していく基盤づくりを推進するため、連携交流会の企画・運営を行うものです。

4 委託業務の対象範囲

活性化ビジョンにおいては、「西陣」の範囲を限定することなく、地域特性を丁寧に踏まえながら活性化の方策に応じて、「西陣を中心とした地域」として、柔軟かつ効果的に捉えることとしており、本業務の実施においても同様の考え方とします(範囲のイメージは活性化ビジョン3ページ参照)。

5 委託業務内容

(1) 連携交流会の企画・運営

ア 内容

活性化ビジョンに掲げる将来像を実現するための取組を「自分ごと」「みんなごと」で推進していくため、多様な活動主体が一堂に会して連携、交流し、新たな展開につなげていくための場として、連携交流会を企画・運営します。

実施に当たっては、以下の点について留意してください。

- ・地域活性化に資する活動を行っている主体を掘り起こし、ネットワークを形成しながら、連携交流会への参加を働きかけることにより、提案者の責任において、参加者を確保すること。
- ・関心のあるテーマや講師を選定するなど、企業を含めた様々な活動主体の参加意欲を喚起するような内容とすること。
- ・参加者同士のつながりの形成や、活動の新たな展開のきっかけとなるよう内容を工夫すること。
- ・連携交流会の実施後においても、必要なフォローアップや、関係者間のネットワークの充実等に努め、活性化に向けた取組を「自分ごと」「みんなごと」で進めようとする機運の醸成を図ること。
- ・連携交流会の参加費は無料とすること（必要に応じて茶菓を準備すること）。ただし、連携交流会の実施後に実費程度の参加者負担で懇親会等（簡単な飲食含む。）を実施することは可とします。

イ 開催回数

2回

ウ 会場

西陣を中心とした地域内の施設等（提案者において提案してください。）

(2) 広報

連携交流会を実施するに当たり、以下の広報業務を行います。

ア 開催周知チラシの作成、配布（A4両面カラー、1,000部程度）

イ 本市が運営するホームページ（西陣活性化ポータルサイト「にし ZINE」）、SNS（Facebook、Twitter）に掲載する記事の作成（開催周知、開催報告など）

※開催報告については、より詳細なものを作成し、成果物として提出すること（6(2)参照）。

ウ ア、イの他、多様な推進主体をつなぎ、活性化に向けた機運醸成につながる広報を検討し、実施します。（提案者において提案してください。）

(3) その他

必要に応じて、当該地域において本市が実施する他の事業等との連携・協力を行うこととします。

例えば、上京区役所において実施されている「上京 MOW!」や、北区役所において実施されている「北区つながるワークショップ」など、地域の活動主体が集まる場との連携等が考えられます。

6 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出すること。

- | | |
|---|----|
| (1) 業務完了報告書 | 5部 |
| (2) 連携交流会の開催報告 | 1部 |
| ※ 連携交流会の内容、参加者の様子や議論等について、今後の活動主体間のネットワーク形成や、新たな展開にもつながる形でまとめること。 | |
| (3) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 |
| (4) 上記(1), (2), (3)に係る電子データ | 一式 |

7 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行います。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはいけません。委託期間終了後も同様とします。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとします。

(4) 知的財産権

成果物（上記6）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の知的財産権は、本市に帰属するものとします。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行ってください。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保してください。